

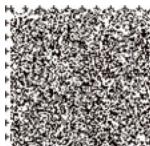
精華町第3次障害者基本計画
精華町第7期障害福祉計画・精華町第3期障害児福祉計画

わかりやすい版

誰も取り残されない、
すべての町民が自分らしく生活し
輝けるまち精華町



令和6(2024)年3月
精華町



障害者基本計画・障害(児)福祉計画とは?

障害者基本計画は、町が住民や関係機関と力をあわせて、障害のある人や子ども、その家族を支援するためにはに何をしていくのかを示したものです。

障害(児)福祉計画は、障害福祉サービスの必要量を見込み、その提供体制の確保を図るためのものです。

だれのための計画?

障害のある人や子ども、その家族など支援を必要とする人、そして住民全員のための計画です。

基本理念



誰も取り残 すべての町民が自分らしく

誰もが自分らしく生活できるように、障害の有無にかかわらずすべての人があなたのままで地域の中で支えあいながら輝く。本計画では、障害の有無にかかわらず、すべての町民が

4つの考え方



● 完全参加と平等

精華町らしい障害のある人の社会参加の促進

● エンパワーメント

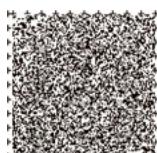
障害のある人の活動の活性化とまちづくりへの参加

● 生活環境におけるバリアフリー

ノーマライゼーションへの挑戦

● リハビリテーション

周辺市町村との連携による生活や自立の支援



計画の期間

「精華町第3次障害者基本計画」の計画期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間です。「精華町第7期障害福祉計画・精華町第3期障害児福祉計画」は令和6年度から令和8年度までの3年間です。

R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
精華町第3次障害者基本計画							
精華町第7期障害福祉計画				精華町第8期障害福祉計画			
精華町第3期障害児福祉計画				精華町第4期障害児福祉計画			

されなし せいかつ かがや せいしかう 生活し輝けるまち精華町

お互いを尊重しあい、活躍できる地域共生社会の実現が望まれています。
自分らしい生活を送れるよう、人格や個性が尊重され、
けるまちづくりを目指します。

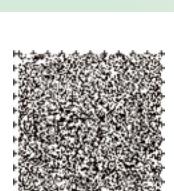
3つの原則



基本的人権の
尊重と差別の禁止

自己決定と
自己選択の
尊重

精華町では、4つの考え方をもとに障害福祉施策を実施しており、本計画では、それを踏まえた3つの原則を定め、施策を推進します！



みと ささ ひと 認めあい、支えあい、その人らしく はったつ せいちょう かがや 発達・成長し、輝ける

- (1) ひとり たいせつ ちいき
一人ひとりを大切にする地域づくり
- (2) しえん ひつよう こ そうきたいおう
支援が必要な子どもへの早期対応
- (3) ほいく きょういく ほうかごたいさく じゅうじつ
保育・教育、放課後対策の充実

せいかちょう
精華町ではこんなことに取り組みます！



イベントでの交流や広報
誌での啓発を通して、障
害のある人に対する理解
を促進することで、差別の
解消に努めます。



子どもの発達課題や
障害に早期に気づ
き、適切な療育につ
なぐとともに、家庭へ
の支援も行います。



ショウガイ
障害のある人がいる世帯
ひと せたい
を地域の中で見守ること
ができるよう、民生児童
いしいん ちいきじゅうみん
委員や、地域住民とのネット
ワークを構築します。



じゅうがくそだん きょういくそだん
就学相談・教育相談
による、就学前から
そつぎょうご いっかん
卒業後まで一貫した
しえん おこな
支援を行います。



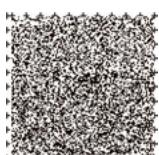
にんしんき こそだ きま
妊娠期から子育て期ま
で、母子の健康と子ども
はったつ けんこう こ
の発達にかかる一貫した
そだんしえん おこな
相談支援を行います。



ショウガイとくせい こせい
障害特性や個性を
そんちょう 尊重し、その人らし
ひと
しようらい じりつ みす
い将来の自立を見据
しんろせんたく しえん
えた進路選択を支援
します。

くわしくし かた けいかくしょほんべん らん
詳しく知りたい方は計画書本編をご覧ください。

せいかちょうだい じ しおうがいしゃきほんかいく
「精華町第3次障害者基本計画」 精華町第7期障害福祉計画・精華町第3期障害児
ふくしけいかく けいさい
福祉計画」(P.46 ~ 51)に掲載しています。



だれ
まいにち
誰もが安心して
あんしん
せいかつ
おく
毎日の生活を送れる

(4) 相談支援の充実
(6) 安心・安全の確保

(5) 日常生活の支援
(7) ユニバーサルなまちづくり

せいかちょう
精華町ではこんなことに取り組みます！



かくかんけいきかん
各関係機関と連携し、
ごうりてきはいりょ
合理的配慮の実施やワ
ンストップの情報提供・
じょうほうていきょう
相談対応を行うよう努め
そだんだいたいおう
ます。



かくじちかい
各自治会や自主防災
そしき
組織で災害時要配慮者
はあく
を把握できるように、
ひなんこうどうようしえんしゃ
避難行動要支援者の台
ちゆうせいび
帳整備を行います。



ちょうこほうし
町の広報誌やホームページ
とう
等のバリアフリー化、I C T
かつよう
の活用による伝達手段の
たようか
多様化など、誰もがわかりや
じょうほうはっしん
すい情報発信を行います。



しようがい
障害のある人が住み慣
ひとすな
れた地域で暮らし続けら
れるよう、バリアフリー
しようがいとくせい
や障害特性に応じた
かんきょう
環境の整備に努めます。



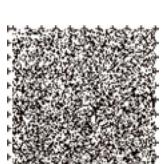
ぼうさいぎょうせいむせん
防災行政無線、文字放送、
おんせいこくちほうそ
音声告知放送、メール
はいしんとう
配信等を活用した災害
じょうほうでんつ
情報伝達システムの拡充
かくじゅう
を図ります。



しようがいふくし
障害福祉サービスを適切
てきせつ
りょう
に利用できる体制を保ち、
たいせい
たも
さらに利用しやすくなるよ
りよう
う、量の確保だけでなく、
かくほ
しつこうじょう
質の向上に努めます。

くわしく知りたい方は計画書本編をご覧ください。

「精華町第3次障害者基本計画」
「精華町第7期障害福祉計画・精華町第3期障害児
ふくしけいかく
福祉計画」(P.52 ~ 58)に掲載しています。



だれ かがや 誰もが輝ける 地域共生社会が実現できる

(8) 地域福祉を担う人づくり

(9) 社会参加・就労の促進

精華町ではこんなことに取り組みます！



じゅうみんひとり しゅたいてき
住民一人ひとりが主体的・
せっきょくてき ちいき かんが
積極的に地域について考え
ることができるよう、
がっこう
教育や社会教育等を通じた
きょういく しゃかいきょういくとう つう
ふくしきょういく おこな
福祉教育を行います。



しょうがい ひと たいじょう
障害のある人を対象と
したスポーツ・レクリ
かつどう しんこう
エーション活動を振興
するため、体験の機会や
じょうほうはっしん つと
情報発信に努めます。



ほうもんかつどう そうだん つき添
訪問活動・相談・付き添
い・点訳・手話通訳・要約
ひつさき
筆記などのボランティア
ようせいこうざ じゅうじつ じんざい
養成講座を充実させ、人材
いくせい はか
の育成を図ります。



しょくぎょうてきじりつけなが
職業的自立を促すための
そうき とりくみ
早期からの取組として、
しんろ しどう しょくぎょうたいけん
進路指導、職業体験など
おこな ほんにん とくせい ふ
を行い、本人の特性を踏ま
しゅうろうしえん おこな
えた就労支援を行います。



かつどう かつせいか
ボランティア活動の活性化
のために、活動場所の提供
かつどうばしょ ていきょう
や活動団体の連携促進、
ちいき
地域とのつなぎなどを行
います。

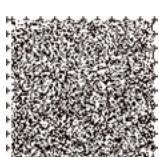


きぎょう しゅうしょく きぼう
企業への就職を希望す
ひと ひつよう ちしきおよ
る人に、必要な知識及び
のうりよく こうじょう
能力の向上のための訓練
くんねん
おこな しゅうろういこうしえんじょう
を行う就労移行支援事業
かつよう そくしん
の活用を促進します。

詳しく知りたい方は計画書本編をご覧ください。

「精華町第3次障害者基本計画」、「精華町第7期障害福祉計画・精華町第3期障害児

ふくしきいかく
福祉計画」(P.59～61)に掲載しています。





当事者 の声

アンケート調査やヒアリング調査の結果から、当事者の声を集めました。あなたの周りにいる障害のある人が普段どんなことを思い、感じながら生活しているのかを知って、周りの人や環境がどのようにすれば良いのか、考えるきっかけにしてみてください。

いろんなことを相談したいが、どこだとできるのか分からぬ

電話の受け答えができない

駅にエレベーター やスロープが欲しい

難聴のため、通常の会話が聞きとりづらく、一人だと孤立してしまう

運動できる場所が欲しいです

内部障害は他の人から分かりにくいので、どこが悪いのかと言われる

障害とは何なのか、身近な問題であり、可哀想という目で見ず自分事として考えてみてほしい

災害時に必要な装具類の持ち出しができなかつた場合や品不足が心配

障害のない人と一緒に勉強したい

もっと町の情報がほしい、どんなサービスがあるか分からぬ

車いすでは数センチの段差でも超えられないことがあります

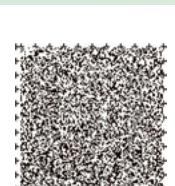
病院等で名前を呼ばれても、聞こえないの返事ができない

災害時、避難先で迷惑をかけてしまう不安があり、避難することをためらいます

公共バスを利用し障害者手帳を提示する際、人のめがきになります

今回まとめた当事者の声はほんの一例です。障害は人によって違った特徴や個性があり、人それぞれ接し方が変わってきます。そのため、相手のことを思いやる意識が大切です。

精華町では、障害の有無にかかわらず、すべての町民が自分らしい生活を送れるよう、人格や個性が尊重され、地域の中で支えあいながら輝けるまちづくりを目指します。





相談連絡先 一覧

障害のある人及びそのご家族の生活相談などに対応するため、精華町役場のほかに、3カ所の相談支援事業所があります。

1 相楽地域障害者生活支援センター

住所 精華町大字祝園小字榊ヶ坪 26番地4 祝園さくら館

連絡先 電話: 0774-93-3936 ファクス: 0774-93-3937 メール: shien@souraku.org

開所時間 平日午前9時~午後5時30分

2 相談支援事業所 Equal

住所 精華町祝園西一丁目10番地15 エソールスクエア2階

連絡先 電話: 0774-95-5880 ファクス: 0774-95-5881 メール: equal-seika@hb.tp1.jp

開所時間 平日午前8時30分~午後5時30分

3 いろんな子どもと家族のための相談センターそら

住所 精華町祝園西一丁目8番地1 ほうその共生ビル3階

連絡先 電話: 0774-93-3814 ファクス: 0774-93-3826

開所時間 平日午前10時~午後7時(他の曜日、時間帯も調整可能)



LINE 2次元コード



精華町第3次障害者基本計画 精華町第7期障害福祉計画・精華町第3期障害児福祉計画

令和6(2024)年3月 精華町 健康福祉環境部 社会福祉課

〒619-0285 京都府相楽郡精華町大字南稻八妻小字北尻 70番地

電話: 0774-95-1904 ファクス: 0774-95-3974

